

徳島県環境審議会温泉部会
平成25年度 第1回会議議事録

- 1 日時 平成26年2月28日(金)
午後1時30分から午後3時まで
- 2 場所 県庁 10階 中会議室
- 3 出席者 委員7名中 7名出席

(1号委員：学識経験者、50音順、敬称略)

石田啓祐委員(部会長)、喜多三佳委員、沼子千弥委員、
本仲純子委員、山内あい子委員(副部会長)

(2号委員：市町村長又はその指名する者)

西岡幸美委員、榊藤敏子委員

(事務局) 久米薬務課長、岩佐副課長、奈須課長補佐、
一森主任、吉岡主任

- 4 会議 (1) 開会
(2) あいさつ
徳島県薬務課長
徳島県環境審議会・温泉部会長
(3) 議案
審議 温泉掘削許可申請 1 件
(4) その他 報告事項等
(5) 閉会

【議事概要】

司 会 定刻が参りましたので、只今から徳島県環境審議会温泉部会を開会いたします。
本日の出席委員数は、「7名」でございます。
温泉部会委員総数7名の過半数を超えておりますので、
徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定により、
この部会が成立していることをご報告いたします。

司 会 まず、最初に 薬務課長からご挨拶を申し上げます。

薬務課長 (挨拶)

司 会 続きまして、徳島県環境審議会・温泉部会長からご挨拶を申し上げます。

部会長 (挨拶)

司 会 (委員紹介)
(事務局職員紹介)
(会議資料の確認)

これから、議事に入りますが、徳島県環境審議会運営規程第7条の規定に基づき部会長が議長として部会の議事を整理することになっておりますので、議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長 (部会長) これから、審議に移ります。
本日の審議案件は、掘削申請が1件でございます。

議 長 事務局に説明をお願いし、引き続き、今回事務局の現地調査に参加いたしました、私から現地の状況につきまして報告をいたします。
説明が終了後、各委員からの質疑をお伺いしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします
それでは、事務局から説明をお願いします。

掘削案件－1	申請者氏名	有限会社 サンジーンズ
	申請者住所	徳島市八万町下長谷234番地1
	掘削の場所	徳島市八万町下長谷250番
	地 目	雑種地

事 務 局 (掘削許可案件について事務局からの説明)

議 長 次に、現地の状況について報告をいたします。
(掘削案件について現地調査報告)

議 長 只今の事務局説明並びに、現地調査報告につきまして、委員の質疑、御意見をお伺いします。

(質 疑 応 答)

委員 既存井戸は何年くらい使って成分が変わってしまったのか。確か10年位と思いますが、今回のような使用年数（で成分が該当しなくなるの）は平均的なのか。使用量が多いなど量によるのか。

事務局 平成13年から使われている。再分析が約10年後。比較的井戸が浅いと、温泉水を使用すると上部から河川水等の流れ込みがあり長期的に使用すると温泉成分が薄くなるという場合がある。ただ、場所によりケースバイケースなので一概には何年程度は使えるとは言えない。

委員 前は100mで今回は300mなので水脈は違うと言えるのか？

議長 地表などは、同じ性質を持った地質が横につながっているので一部分で採水を行うと横からの流れ込みがおこり、近隣井戸（横へ）の影響があるが、岩盤の下になると割れ目がない限りは透水性がほぼゼロになるので、影響がでなくなる。
この時、岩盤内の割れ目に溜まった水に成分がしみ出して温泉に該当するようになる場合がある。
今回の事例は、横から28mしか離れていないが、深さが違うので異なる割れ目の中の温泉を採取することとなり、2つの井戸で横のつながりはないと考えられる。
どれくらいの揚水量なら長期間くみ上げられるかは科学的根拠により判断すべきであるが、その知見は十分にあるものではなく、採取量と涵養量の関係を一律に判断するのは難しい。
実際に掘ってみて、出てくる水量で判断する必要があるが、たとえば3分の2程度の揚水にするとか、汲み上げすぎることなく、資源の保護を図ることが重要である。

委員 300メートルに到達する前に温泉が出ればその時点で掘削を止めるのか？

議長 温泉の基準を満たし湯量が十分にあれば幸運である。ただ、深く掘れば、色々な成分の入った水脈を選べるという利点もある

委員 300メートルで温泉が出たとして、古い方の井戸と併用するのか？

事務局 掘削業者からの聞き取りでは、併用すると聞いている。

議 長 私も現地確認の際に確認したが、温泉として利用はできないが、水源としては利用したいとのことであった。

地下水というものは、通常は上部から長い年月をかけて浸透していくものが下の水脈を維持しているものが多いが、その他に地下に横の水脈がありそこから供給されている場合もある。

下に水脈がある場合は、上で採取しても影響は出ないと考えられる。

逆に上からの水が来ている場合では、その雨水等が温泉成分を薄めることが考えられるため、既存井戸から汲み取りをすることにより、温泉成分の希薄な地下水を取水することにより、この度の新設源泉に希薄な地下水が流れ込むことを防ぐことができることが考えられる。

いずれの場合でも、双方の井戸を使用することに問題は無いのではないかと考えられます。

議 長 意見も出尽くしたようですので、この案件につきましても、「申請どおり許可することが妥当である。」として環境審議会会長へ報告してよろしいか。

「異議なし」

議 長 それでは、その様にさせていただきます。

議 長 それでは、本日、審議していただきました掘削許可申請 1件については、「申請どおり許可することが妥当である。」として環境審議会会長へ報告いたします。

司 会 以上で、本日の審議事項は終了いたしました。では、次第の「その他」について、事務局から何かありますか。

事務局 報告

- ・平成23年度以降温泉審議案件の経過について
- ・平成24年度以降温泉の利用許可等状況について
- ・今年度の新聞記事について

議 長 委員の皆様方で何かございますでしょうか。

(御意見)

議 長 廃止された泉源についてはどのような指導をしているのか。

事務局 23年度以降については増改築に伴う利用の廃止、再利用、経営主体の変更に伴う利用の廃止、再利用が多く泉源としては使用されている状態である。
22年度に廃止したものについては、温泉法の改正に伴う10年に一度の分析の結果、温泉に該当しなくなり廃止をしたものが多い。このような事例については、引き続き公衆浴場として利用しているものが多い。
湯量が少なくなったため使用自体が中止されたり、公衆浴場として利用することを前提とし、新たな経営主体を求め売却の方向で動いている施設もあるという情報は入手している。

議 長 泉源として利用可能なものについては、公共的な使用等、再度利用できるよう維持管理をできるとよいと思う。
その他、資料について報告はありますか。

事務局 現在、環境省において温泉の適応症、禁忌症について化学的見地のないものを中心に見直しをしているとの情報が入っている。
詳細については（時期的なことについては）、次回の審議会では報告できればと思う。

議 長 参考資料にあるが、中央構造線活断層系の上にある施設が県の条例により廃止となった。
これまでの事例を見ると断層の破碎帯に沿って水脈があがってくることが多いので、地質的に泉源としての立地の候補地となる。
震災との折り合いは難しいところである。

委 員 禁忌症等の改正にあたり、妊娠に関する情報に関して、（新聞では根拠がないとされているが）関連データはある。温泉につかる程度なら関係ないかもしれないが、高温のサウナなどは良くないとされている。
独立行政法人国立成育医療研究センターに専門的な意見を求めたらいいと思う。
温泉の温度と入り方の問題だと思う。

議 長 県によっては高温の源泉があるが、徳島県では42

度以上のものは、無い状態である。

委員 活断層にある温泉は1カ所だけか？

事務局 ほかに1件ある。

議長 その温泉は源泉は活断層にあるが、建物は離れたところにあるため、廃止とはなっていない。
源泉は破碎帯と施設が離れたところとなっていれば有効に使用できる事例となる。

委員 温泉を運んで使用するような事例で利用できないか。

議長 県内でも何件か源泉を輸送しているものは見られている。そういった使用方法も良いのではと思う。

委員 活断層上ということで廃止となった施設について、温泉をほかに運搬する等して、有効活用してもらいたい。

議長 他に意見等はありませんか。

委員 (特になし)

議長 それでは、これで会議次第のすべてが終了いたしました。ご審議にご協力いただきお礼申し上げます。私も議長の務めを終わらせていただきます。

司会 これを持ちまして、本日の徳島県環境審議会温泉部会を終了いたします。

恐れ入りますが、本日の資料につきましては、個人情報に当たるものも含まれておりますので、取扱いについては御注意をお願いします。

最後に、薬務課長から、お礼の挨拶を申し上げます。

薬務課長 (挨拶)

司会 本日は、ありがとうございました。